

屋外広告物のルール、 正しく守っていますか？

広告物に下記のような事例はありませんか。
今一度、ご確認をお願いします。



！ 許可対象なのに許可を受けていない

申請漏れがないか、申請済みのものは許可期限が過ぎていないか等を確認し、申請が必要なものは掲出する市町村に速やかに申請してください。

！ 工作物の確認申請を行っていない



高さが4mを超える※広告物の設置にあたっては、建築基準法に基づく確認申請を行う必要があります。

(建築基準法第88条)

建築士などの専門家に相談し、建築基準法への適合性を確認してください。

※高さの取り方についてはこちら

⇒<https://www.pref.nara.lg.jp/n155/71480.html>

！ 不燃材料を使っていない



防火地域※にある広告物で、建築物の屋上に設置されるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要部分を不燃材料で造るか覆う必要があります。

(建築基準法第64条)

※防火地域：奈良市、天理市、橿原市、生駒市、王寺町内にのみ指定があります。

【お問い合わせ先について】

橿原市屋外広告物条例、屋外広告物の掲出許可などの手続きに関すること：橿原市都市計画課
奈良県屋外広告物条例に関すること：奈良県景観・自然環境課
建築基準法令に関すること：

奈良県建築安全課、郡山土木事務所建築課、高田土木事務所建築課、中和土木事務所建築課、
奈良市建築指導課、橿原市建築安全推進課、生駒市建築課